

### 懲戒処分について

下記のとおり、懲戒処分を行いましたので公表します。

このたびの職員の規律違反について、お詫び申し上げますと共に、これまで以上に職員の規律の徹底により再発防止を図り、市民の信頼回復に努めて参ります。

### 記

#### 1. 処分日・処分内容等

処分日	所属・職名	年齢	処分内容	処分理由
令和7年 3月12日	消防本部・ 次長級 (令和5年度 は消防長)	60歳代	減給 10分の1 1か月	部下に対するパワー・ハラスメント行為について、地方公務員法第29条第1項第1号(法律に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)に該当するため
	消防本部・ 課長級	50歳代	戒告	部下に対するパワー・ハラスメント行為について、地方公務員法第29条第1項第1号(法律に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)に該当するため

#### 2. 処分に至った事実の概要

令和5年10月に次長級職員(当時消防長)及び課長級職員は、他団体に派遣されている職員が派遣先の採用試験を受験したいと申し出た際に、脅しともとれる不適切な言動により採用試験の受験を辞退するに至らしめ、精神的な苦痛を与えた。

また、次長級職員は令和6年4月に、同職員に対して必要以上の長時間にわたる面談により精神的な苦痛を与えた。